

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議録（令和2年6月18日17時00分）

場所：第二分庁舎6階災害対策本部室

（くらし安全防災局長）

ただいまから、第12回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催します。まず始めに、本部長である知事からごあいさつをお願いします。

（本部長（知事））

本日は緊急事態宣言が解除された5月25日以来の会議となります。前回の会議では、緊急事態宣言の解除に伴い、外出自粛要請は解除するが、県域を跨ぐ移動については控えていただくように、また、感染防止対策を講じていただくことを前提に、業種を問わず、一律に休業要請を解除した上で、夜10時までの時短営業を求めることを決定しました。

その際、次の判断は概ね3週間後とすることを決定しましたが、本日はちょうどその時期に当たります。そこで、次のステップに移ることを中心に協議していきたいと思えます。これからのウィズコロナ時代、感染拡大防止と社会経済活動の両立をしっかりと図ることが大事です。そのために、皆さんと気持ちを合わせていきたいと思えます。よろしくお願いします。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。それでは早速、議題に入ります。

本日予定しているのは、次第のとおり、5点の議題です。

先ず、1点目の県内における新型コロナウイルスの感染状況について、健康医療局長から説明をお願いします。

（健康医療局長）

1番の緊急事態宣言解除後（5月26日以降）の県内の感染者の状況について、新規陽性患者数は10人以下の状況が続いており、新規感染者数が0人となる日（6月8日、10日、14日）もあり、減少傾向となっており、感染拡大は抑えられています。

2番の直近1週間（6月11日～17日）の県内の新型コロナウイルス感染状況です。こちらについても、10人以下の低い水準で推移しています。新規の集団感染（クラスター）の発生もなく、感染拡大は抑えられています。

6月11日～17日の感染者数、感染経路不明者数は、下の表のとおりです。

K値及び感染経路不明者の割合については、神奈川警戒アラートの発動基準に達している状況ではあるが、グラフが急上昇しているわけではなく、新規陽性患者数が少ないことなどから総合的に判断すると、神奈川警戒アラートは発動する状況にないというのが専門

家の方々のご意見です。

K 値につきまして、5 ページ目の下の参考ですが、予想曲線より、6 月 14 日から 17 日までの 4 日間は上昇傾向にあります。

続きまして、3 ページ目の 4 番、神奈川警戒アラートのモニタリング指標の見直しについてです。

現在の神奈川警戒アラートのモニタリング指標については、以下の課題があります。

(1) 東京都での感染者増について、神奈川県と東京都の生活圏が一体であり、東京都で市中感染が拡大した場合は、神奈川県にも感染拡大する可能性が高いと考え、K 値に東京都の感染者数を加えた分析をしていました。しかし、東京都だけが感染者数が多い状態が続いており、本県の状況と乖離が生じていますが、東京都の感染がクラスターによるものかどうかを分析することは難しく、K 値が予想曲線を外れていても詳細な分析を行うことが困難となっています。

(2) 県内クラスターについて、医療・福祉施設におけるクラスターの感染者数を含んでいるため、県内でもクラスターが発生すると、予想曲線から外れることがありました。要因が判明しているため、外れても問題ないと分析していましたが、わかりにくいとの指摘がありました。

(3) 発動基準である「4 日連続で予想曲線から大きく外れた場合」の「外れた」が、どう外れた場合なのかが分かりにくいとの指摘がありました。

感染経路不明者の割合について、(4) 発動基準である「50%以上」について、新規陽性患者数が少ない場合、感染経路不明者の割合が高くなる傾向があります。

これらの課題について専門家による Web 会議を開催したところ、神奈川県のデータをもとに精緻な分析を行う必要があり、モニタリング指標の見直しを行うべきという意見をいただいたため、裏面図のとおり、神奈川警戒アラートのモニタリング指標の変更を行います。

次のページの上の表が、現行の神奈川警戒アラートのモニタリング指標です。この太枠の K 値ですが、現在の「①感染の状況」の指標である神奈川県と東京都の感染者数を合算して算出した K 値については、「③の監視体制」の指標に移行します。「①感染の状況」の指標としては、神奈川県のみの感染者数（医療・福祉施設クラスターを除く）で算出した K 値とします。K 値の警戒アラート発動基準を「4 日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合」とします。感染経路不明者の割合の警戒アラート発動基準を「新規陽性患者数が 10 人以上の時、50%以上」とします。「①感染の状況」の 3 つの指標がすべて発動基準に達している場合に、「②医療の状況」、「③監視体制」を参考に、専門家が総合的に警戒アラートの発動を判断します。

「①感染の状況」のモニタリング指標（神奈川県のみの感染者数（医療・福祉施設クラスターを除く）で算出した K 値グラフ(6 月 17 日まで))は上のグラフです。

説明は以上です。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。議題1について、県内の感染者数については落ち着いた状況にあること、神奈川警戒アラートのモニタリング指標として設定したものを実態に合わせ、ここで見直したいというご説明でした。これについてご意見・ご質問があれば、お願いします。本部長よろしいでしょうか。

(本部長 (知事))

我々が当初想定したよりも緊急事態宣言が解除された後の東京都の数字が非常に伸びています。緊急事態宣言が解除される直前は逆に、神奈川が上回っていて、東京はかなり落ち着いていたのに、最近是非常に高いです。本日も東京都は40人を超えているという話があり、神奈川県は6人です。

そうした中で、生活圏は一体だと申してきましたが、K値を当てはめると、実感からどんどん離れていきまして、合体したK値のみを見ると、四日連続で上がっています。神奈川県がこれだけ抑えている中で、神奈川県が警戒アラートを出すのは違うなと考え、当初は東京都と神奈川県は合算ということでしたが、今回見直しということで、神奈川県だけとなると、上のグラフを見ると実感に沿うので、今見直すのは相応しいと私も思います。これは中野先生もこれでよいと言っているのですよね。

(健康医療局長)

中野先生のご意見も賜っております。

(本部長 (知事))

専門家のご意見も伺っての話ですから、切り替えるきっかけとして、今日からは神奈川の警戒アラートは神奈川だけのK値、医療・福祉施設を除く指標としたいと思います。

ただ、これまでの継続もあるので、東京と神奈川を合わせたものは監視体制の中にデータは入っており、皆さん確認はできるということで、これは合理的な見直しではないかと私も思います。今後、それで行きましょう。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。それでは、本部長から決定のご判断をいただきましたので、本日から神奈川警戒アラートの指標については、只今報告した形式に修正していきます。

続きまして、議題の(2)県の対処方針の改定について、前回会議資料からの抜粋の参考資料『外出自粛要請について』で、本県は今どのような状況にあるのか、外出自粛については宣言が解除されたことで一番右、「新しい生活様式」の定着を図っていくということと、下の欄にあるように、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えてほし

い。また、当面の間、これは3週間のことですが、次の行動を控えてほしいということ
で、クラスター歴があるような場所へ行くことや県域を越えた移動を控えていただくこと
をお願いしてきたということをおさえて下さい。

次に事業者に対する休業要請ですが、下のポンチ絵です。現在、私たちはステップ1と
いうことで、前回の緊急事態宣言の解除に伴い、5月27日からステップ1ということ
で、これまで休業をお願いしていた記載の遊興施設を始め、文教施設まで、更には、休業
要請は行っていませんでしたが、夜8時まで、最近では夜10時までとされていた食事提供施
設について休業要請を解除するとともに、時短という意味で夜10時までとお願いしてい
るのが現状です。なお、前回の会議ではステップ2として時短営業を解除していく、更には
イベントについても、現在小規模イベントに関しては解除していますが、中規模イベン
トから順次開催を可能にしていくことについて、概ね3週間後に見極めていこうと決定して
います。

まず、これを踏まえた上で、『【参考】県対処方針 新旧対照表』をご覧ください。

新旧対照表の右ページが現在の対処方針ですが、該当部分、2のまん延防止対策という
ことで、「県民への外出自粛の要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図
る。概ね3週間、次の行動を控えるよう要請する。」ということで2点掲げていました。
先ほど、健康医療局から報告がありましたとおり、最近の本県の感染状況が落ち着いてお
り、警戒アラートを発動する状況でないということから、左のとおり、この2点について
は削除し、感染防止対策のされていないところへ行くことは控えていただくことを周知す
ると整理します。

次に、休業要請について記載していた(2)のイ、段階的な休業要請の解除ということ
で、夜10時までの時短営業等、概ね3週間後、モニタリングや専門家の意見を踏まえて
判断するということが、案としては、段階的な夜10時までという時短営業を解除したい
ということ、左のとおり、この記載は全面削除したいと考えております。

続いて、イベントについてです。右側の現行のイベント欄のとおり、屋内100人以下、
屋外200人以下の小規模イベントについて解除し、中規模以上のイベントの自粛の要請解
除については、概ね3週間後、感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、総
合的に判断するということが、左欄のとおり、6月19日午前0時をもって、屋内・屋外
ともに1,000人以下のイベントについて自粛の要請を解除します。ただし、屋内で行うイ
ベントについては、収容定員に対する参加人数の割合を半分以上とするように求めます。
なお、1,000人を超えるイベントの自粛の要請の解除については、別紙に沿って、段階的
に解除を検討します。別紙については、後ほど説明します。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」
及び「LINE コロナお知らせシステム」の二次元バーコードを掲示するよう周知します。

その他として、5月25日改定の本方針で定めた次の要請について、6月19日午前0時
をもって解除することとし、繁華街の接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような

場所の利用の自粛、県域を越えた移動の自粛、遊興施設等への午後 10 時までの営業時間の短縮について、6 月 19 日午前 0 時をもって解除し、ステップ 2 に移らせていただきたいという案です。

次のページが別表で、神奈川警戒アラートについて記載していますが、これについては先ほど健康医療局長から報告が有り、本部長からお認めいただきまして、右側の現行から左側に改定し、内容は先ほど説明があったとおりです。

また、右下に休業要請について夜 10 時までという欄を記載しましたが、こちらは全面削除します。

更に最終ページですが、イベントについては右側の枠で囲んで記載が有りましたが、左側のとおり、表形式とします。

小規模イベントについては、5 月 27 日から解除ということですが、中規模イベントについては、6 月 19 日から人数上限を 1,000 人、屋内の場合は収容率を 50%以内とし、3 週間後の 7 月 10 日を目途に大規模イベントについて自粛要請を解除し、更に 8 月 1 日を目途に人数上限なしと緩和するという表を用意しました。

この表については、国が都道府県の移行期間の措置ということで、このようなガイドラインを示していますので、それに準拠しています。

なお、余白に米印として、「その他、コンサート、展示会、プロスポーツ、お祭り・野外フェス等のイベント開催については、国の考え方に準じる。」と記載がありますが、これについても国の考え方が示されているので、特にこれは国のガイドラインに達する必要性はないと考えています。例えば、プロ野球であれば、6 月 19 日から無観客というのが国の考え方なので、本県においても無観客であれば認めていくことになります。

以上の新旧対照表を溶け込ませたものが A4 判の対処方針ということで、該当箇所にアンダーラインを引きました。

端的に言えば、当初予定どおりステップ 2 に移行し、時短営業を解除し、基本的に休業要請については全面的に解除し、イベントについては中規模イベントまで認めていきます。

以上が対処方針の改定の内容ですが、今の点について、ご意見・ご質問があれば、お願いします。

よろしいでしょうか。本県としてステップ 2 へ移行するということですが、本部長いかがでしょうか。

(本部長 (知事))

感染者数がかかなり抑えられているので、妥当な判断だと思います。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございます。本部長の許可をいただいたので、この対処方針どおりに進める

こととし、本県として当初予定のステップ2に入ることなので、よろしくお願ひします。

次に議題（3）県内観光の促進について、只今対処方針が解除され、これから県内の観光も徐々に活発になっていくと思います。そうしたことから、県内観光の促進について、国際文化観光局長からご報告がありますので、よろしくお願ひします。

（国際文化観光局長）

県内観光の促進について、ご報告します。県内観光については、知事も本議会において答弁された訳ですが、現在国外や県外から観光客を積極的に誘致できる状態ではないので、先ずは、県民の皆様に地元神奈川の県内旅行をしていただきたいと考えています。

その際、安心して県内旅行を楽しんでいただくために、本日記者発表しました。記者発表資料が有るので、ご覧ください。

1つは「感染しない！させない！旅行者のための感染防止サポートブック」を発行しました。もう1つは、次ページの密を避けるという意味で混雑状況の見える化、国内観光客向けのWebサイト「観光かながわNOW」において行ったというものです。

観光面でもこうした取組を行っていることを情報共有します。よろしくお願ひします。

（くらし安全防災局長）

只今、議題3に関して国際文化観光局長から、本日記者発表資料を中心にご説明いただきました。これに関し、何かございますか。

（本部長（知事））

19日以降、県域を越える移動の自粛を解除する訳ですが、神奈川県観光協会のアンケートによって、県外からの観光客が来ることに半数くらいは否定的な意見が多いので、徐々に用心しながら、サポートブックはよく出来ていると思うので、地元を観光していてもらい、地元観光を振興していきたいと思います。妥当な判断だと思います。これで行きましょう。

（くらし安全防災局長）

ありがとうございました。感染を防止しながら、観光いただけるということで、是非サポートブックの普及をお願いします。

以上の議題を踏まえ、本日付で知事からメッセージをいただきたいというのが議題4です。知事メッセージをご用意していますので、本部長からお読み上げください。

（本部長（知事））

5月25日に緊急事態宣言が解除されてから、約3週間が経過しました。

この間、県民の皆さんには、接待を伴う飲食店など、クラスター歴のあるような場所などに行くことや、県域を越える移動を控えていただくようお願いしてきました。また、一部の事業者には夜 10 時までの時短営業をお願いしてきました。

こうした県の要請に、深いご理解、ご協力を賜ったおかげで、県内における新型コロナウイルスの陽性患者発生数は、落ち着きを見せています。

そこで県は、これらの要請について、本日をもって解除することにしました。

今後、県民の皆さんには、引き続き、新型コロナウイルスは身近にあるという意識をもって、3つの密を避けるなど、自ら新しい生活様式を実践していただくとともに、感染防止対策がされていない場所に行くことを、できるだけ控えていただきたいと考えています。

また、事業者の皆さんには、引き続き、感染防止対策を徹底いただくとともに、その取組を見える化し、利用者に安心して選んでいただけるよう、県が普及している「感染防止対策取組書」や「LINE コロナお知らせシステム」を活用くださるようお願いいたします。県では、感染防止対策に取り組む事業者を支援するため、施設の改修や業態の変更などの取組に対する補助も行っていますので、ぜひご利用ください。

さらに、1,000 人までの規模のイベントについても、自粛要請を解除することにしましたが、その開催に当たっては、会場内に感染防止対策取組書を掲示するなど、参加者が安心してご利用いただけるような取組をお願いします。

また、観光に関しては、県が作成した「旅行者のための感染防止サポートブック」を活用するなど、対策をしっかりと講じたうえで、まずは、県内旅行を楽しんでいただきたいと考えています。

新型コロナウイルスとの戦いは、今後も続きます。これからのウィズコロナ時代では、感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要です。

県では引き続き、神奈川モデルによる医療提供体制をしっかりと確保するとともに、感染状況を日々モニタリングし、適切な情報提供に努めてまいりますので、今後も、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和 2 年 6 月 18 日 神奈川県知事 黒岩 祐治

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。知事からメッセージをいただきました。

最後の資料、27 ページ、議題 5 として、関係団体への周知ということで、本日、ステップ 2 に入ったということで、サンプルとして、6 業種、食事提供施設として、今まで 10 時までの時短営業をお願いしていた事業者向けの文書です。

本日、対処方針を改定し、夜 10 時までの営業時間の短縮を要請していたものを 6 月 19 日の午前 0 時をもって解除したこと、営業時間短縮にご協力いただいたことに対するお礼、引き続き、県が作成したチェックリスト及び業界団体が作成したガイドライン等に基

づいて感染防止対策を徹底していただくとともに「感染防止対策取組書」及び「LINE コロナお知らせシステム」の活用について組合員に対し、改めて周知をお願いすること、それから、知事メッセージと改定した対処方針を添付し、お送りいただきたいという趣旨です。

さらに「感染防止対策取組書及びLINE コロナお知らせシステムについて」や「旅行者のための感染防止サポートブックについて」のURLを付し、ご案内するということにします。

また、本日、資料としては付けていませんが、この業種以外の特に時短要請していなかった事業者に対してのひな型を、改めてくらし安全防災局で作成し、送付しますので、出来れば、本日中に関係団体にご連絡いただきたいと思います。これは事務連絡なので、よろしくをお願いします。

予定していた議題は以上ですが、その他ということで各構成員からご発言が有れば、ここでお願いします。

(武井副知事)

感染拡大が落ち着いて、本日ステップ2に移行することが決定しましたが、一方で行政の役割対応としてはまだまだやるべき業務は山積している状況です。具体的には、医療提供体制の持続的な確保、事業者の支援を始めとした地域経済の回復、そして感染拡大防止対策取組書を普及していかなければなりません。こういった業務を中心に進めています。ありがたいことに全庁的に各局の協力をいただいて、550人ほどの応援職員が、今申し上げたような業務に携わっています。ただ今後を見据えると、国の2次補正予算を受けた、現在編成中の6月補正予算の中に、事業者への慰労金やコロナ基金による支援等今後対応すべき業務がまだまだあります。おそらく今年度いっぱいにはコロナ関連業務の各局の応援が必要な状況です。一方で経済の落ち込みが心配されていて、県財政の悪化も避けられない見通しです。各局長には、安易に宣言が解除されたからと言って、通常業務を再開するというのではなく、引き続き業務の見直し、そして削減に徹底的に取り組むということを全職員に徹底していただきたい。詳しい内容については、全庁的な方針をお示ししたいと思っておりますが、行政の対応としては、まだコロナとの対応は終わっていないという認識を共有していただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。武井副知事から体制をしっかりとというお話がありました。これについて、本部長いかがでしょうか。

(本部長 (知事))

まさにそのとおりだと思います。予定どおり緊急事態宣言解除から3週間で次のステッ

プに移行することができましたが、これでよかったということではなくて、県民の方が苦しんでいることに思いを生かさなければいけないと思います。協力金がお手元に届くのが遅れているということは反省しなければいけないし、大至急処理しなければいけません。また、協力金第二弾もスピード感を上げてやっていかなければなりません。それから、感染防止対策取組書も現在1万3000件程度のため、まだまだ普及させていかなければなりません。これらをしっかりやったうえで、ウィズコロナの時代を皆で切り開くことができるわけです。県庁の中でコロナ体制を全庁的に引いてきましたが、緩める気持ちは全くありません。県庁職員はこれからも県民の痛み苦しみに寄り添いながら、向き合っていかなければいけないということを改めて確認したいと思います。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。ただいま本部長から指示がありましたが、全庁コロナ体制を緩めることなくということですので、各構成員局長の皆様については、くれぐれもよろしくお願いします。

(くらし安全防災局長)

その他にかご発言ございますか。

それでは最後に本部長から一言いただきたいと思います。

(本部長 (知事))

神奈川の感染状況は落ち着いていますが、東京は気になる数字が続いています。我々ももともと生活圏が一体なので、一週間ほど遅れて影響来るなと思って見ていましたが、今のところ影響は来ていないようです。いつ来るかわからないという気持ちでしっかりウォッチングしていきたいと考えています。皆で力を合わせて、何としても再び緊急事態宣言が発令されることがないようにしたいと思います。

(くらし安全防災局長)

ありがとうございました。それでは本日の本部会議を終了します。